平成２２年（フ）第８６７号
高知県土佐市蓮池457番地１　土佐団地108号
債務者　今橋　浩子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７０号
宮崎県西都市大字荒武4101番地
債務者　川﨑　勝美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４６号
宮崎県都城市梅北町1423番地３　市営梅北団地63―０―１号
債務者　米澤　香織（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２４９号
宮崎県都城市一万城町84号４番地
債務者　上野　頼子（旧姓若狭）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２７４号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東20番21号、住民票上の住所宮崎県延岡市土々呂町４丁目4142番地
債務者　二宮美代子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８７号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東４番１号　町営住宅11棟６号
債務者　柏田　　幸（旧姓南出）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８９号
宮崎県日向市大字財光寺6547番地２
債務者　桝田　明子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５２６号
沖縄県那覇市松尾２丁目22番37号
債務者　河村　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５２７号
沖縄県那覇市松尾２丁目22番37号
債務者　河村　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８３号
青森県八戸市下長６丁目４番19号
債務者　赤坂　典子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
青森県八戸市大字根城字馬場頭17番地１　市営住宅３―２―３
債務者　大西真由美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
宮城県柴田郡村田町大字村田字町196番地105号
債務者　阿部　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２７４号
宮城県遠田郡涌谷町字中島71番地18
債務者　尾上　正喜
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
宮城県遠田郡涌谷町字中島71番地18
債務者　尾上　光子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口69番地１
債務者　伊藤　智美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８号
長野県東御市滋野乙516番地コーポアイリス201号
債務者　別府　悟司
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２４１号
長野県上田市築地739番地１
債務者　堀内恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３０２号
徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓61番地１
債務者　近藤　篤子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
徳島地方裁判所民事部